

# 定 款

公益財団法人 豊田理化学研究所

# 公益財団法人豊田理化学研究所定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人豊田理化学研究所と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県長久手市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。  
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、理化学の研究及びその応用を通じて、学術及び産業の進歩発展に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 科学技術の振興を図るための理化学の研究及び発明の奨励並びに研究業績の発表  
(2) 前号に関する研究者の支援及び当該研究に対する助成  
(3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成される。  
(1) この法人の目的である事業を行なうために不可欠なものとして理事会及び評議員会で定めた財産。  
(2) 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産。  
(3) 公益認定を受けた日以降に基本財産として寄附された財産。  
3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産についてこの法人は、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に供する場合及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第 7 条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第 8 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受け、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告  
(2) 事業報告の附属明細書  
(3) 貸借対照表  
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）  
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書  
(6) 財産目録
- 2 前項の書類については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告  
(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿  
(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類  
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なも

のを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 11 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、同様とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 10 条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 4 章 評議員及び評議員会

### 第 1 節 評議員

(定 数)

第 13 条 この法人に、評議員 15 名以上 25 名以内を置く。

(選任等)

第 14 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの
  - ハ 当該評議員の使用者
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
- イ 理事

- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)
- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政官庁に届け出なければならない。

(任 期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任により退任した後又は任期満了後においても、第13条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第16条 評議員に対しては、その職務執行の対価として報酬を支給することができるものとし、その額は、毎年度総額250万円を超えないものとする。
- 2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前二項に基づく支給額は、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給の基準に従って算定する。

## 第2節 評議員会

### (構成及び権限)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬及び費用の額
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 定款の変更
  - (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (6) 基本財産の繰り入れ、処分、担保提供又は除外の承認
  - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
  - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

### (種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

### (招 集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

### (招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び法務省令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

### (議 長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第 22 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分、担保提供又は除外の承認
  - (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
  - (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 24 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項の評議員会への報告を要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、これに記名押印しなければならない。

(評議員会の運営)

第 27 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

#### (種類及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以上5名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を所長、1名以上2名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第91条第1項第1号の代表理事とし、所長及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (選任等)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、所長及び常務理事は理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人の評議員又は理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 役員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (理事の職務・権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 所長は、理事長の命を受け、この法人の業務を掌理する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を処理する。
- 5 理事長、所長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務・権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 第 10 条第 1 項の書類及び理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 必要に応じ、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査する。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べる。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

#### (任 期)

- 第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、辞任により退任した後又は任期満了後においても、第 28 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解 任)

- 第 33 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

- 第 34 条 理事及び監事に対しては、必要に応じて、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前二項に基づく支給額は、評議員会の決議により別に定める報酬等の支給の基準に従って算定する。

#### (取引の制限)

- 第 35 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第 36 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第 37 条 この法人に、顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 顧問は、理事長の求めに応じ、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

## 第 2 節 理事会

(設置)

第 38 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 39 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止（評議員会の決議により定めるものを除く）
- (3) 前二号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長（代表理事）並びに所長及び常務理事（業務執行理事）の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第 36 条の責任の免除

(種類及び開催)

第 40 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 一般社団・財団法人法第 197 条において準用する第 101 条第 2 項に基づき監事から理事長に招集の請求があったとき、又は同条第 3 項に基づき監事が招集したとき。

(招 集)

第 41 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第 3 項第 3 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 5 日前までに、各役員に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 42 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 43 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 44 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 45 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 46 条 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 30 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 47 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会の運営)

第 48 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

## 第 6 章 委員会

(委員会)

第 49 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 7 章 事務局

(設置等)

第 50 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、評議員会において、第 23 条第 2 項第 3 号の決議を経て変更することが

できる。

- 2 前項の規定は、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業並びに第14条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。ただし、第54条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができないものとする。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項に定める事項以外に係る変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

#### （合併等）

第52条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### （解散）

第53条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由によって解散する。

#### （公益目的取得財産残額の贈与）

第54条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

#### （残余財産の処分）

第55条 この法人が清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

#### （情報公開）

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第 57 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 梯 則

(委 任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

代表理事（理事長） 豊田章一郎

業務執行理事（所長） 井口洋夫

業務執行理事（常務理事） 石川宣勝

- 4 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

池渕浩介 石丸典生 伊藤正男 大橋正昭 奥田 碩 神尾 隆 小林清志

齋藤明彦 斎藤 卓 清水順三 新宮威一 張富士夫 豊田周平 豊田達郎

豊田鐵郎 永澤 満 深谷紘一 松浦 剛 水嶋敏夫 森田章義 安田善次

山内康仁 横山元彦

- 5 平成 24 年 3 月 2 日一部改訂

（第 2 条、第 51 条）

附 則（平成 25 年 6 月 10 日評議員会決議）

（施行期日）

- 1 この定款の変更（第 3 条および第 4 条）は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。